

○奈良県警察サイバー犯罪等対処能力検定規程

(平成23年10月26日本部訓令第15号)

[沿革] 平成24年3月本部訓令第5号、11月第17号、29年3月第5号、令和元年7月第20号、2年3月第4号、3年3月第9号、4年3月第6号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良県警察におけるサイバー犯罪等対処能力検定（以下「能力検定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(能力検定の目的)

第2条 能力検定は、サイバー犯罪等対処（サイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処をいう。以下同じ。）に関する能力を検定することにより、サイバー犯罪等対処に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

第3条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。

2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。

(能力検定の実施)

第4条 初級及び中級の能力検定は、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う。

2 上級の能力検定は、警察庁長官が行う。

(能力検定の実施対象者等)

第5条 初級及び中級の能力検定は、奈良県警察職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）その他第7条に規定する検定責任者が能力検定の受検を必要と認める者（中級の能力検定にあっては、初級の能力検定に合格した者（第12条前段の規定により初級の能力検定に合格したものとされた者を含む。）に限る。）に対して行う。

2 能力検定の方法は、初級にあっては筆記試験、中級にあっては筆記試験及び電子計算機その他の電子機器を利用した試験（以下「技能試験」という。）により行う。ただし、中級の能力検定に係る技能試験は、当該能力検定に係る筆記試験が合格基準に達した者についてのみ行う。

3 能力検定の合格基準は、初級にあっては70%以上、中級にあっては筆記試験及び技能試験ともに70%以上の正解率とする。

4 前2項の規定にかかわらず、別に定める者については、中級の能力検定に係る筆記試験を免除する。

(総括検定責任者)

第6条 警察本部に総括検定責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。

2 総括検定責任者は、能力検定の実施に関する必要な事務及び運営を総括する。

(検定責任者)

第7条 警察本部に検定責任者を置き、生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

2 検定責任者は、総括検定責任者の指揮を受け、能力検定の実施に関する必要な事務及び運営を行う。

(検定副責任者)

第8条 警察本部に検定副責任者を置き、警備部公安課長をもって充てる。

2 検定副責任者は、能力検定の実施に関し、検定責任者に必要な助言等を行う。

(能力検定実施の期日等)

第9条 検定責任者は、能力検定を実施しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所、級位、方法その他必要な事項を所属長に通知するものとする。

(受検者名簿)

第10条 前条の規定による通知を受けた所属長は、能力検定の受検者について、サイバー犯罪等対処能力検定受検者名簿（別記様式第1号）を作成し、検定責任者を經由して総括検定責任者に報告するものとする。

(合格者の決定等)

第11条 検定責任者は、初級及び中級の能力検定を行ったときは、その結果を総括検定責任者に報告するものとする。

2 総括検定責任者は、検定責任者の報告に基づき、初級及び中級の能力検定合格者（以下「合格者」という。）を決定するものとする。

3 検定責任者は、合格者が決定されたときは、速やかにその結果を本部長に報告するとともに、当該合格者をサイバー犯罪等対処能力検定合格者台帳（別記様式第2号。以下「合格者台帳」という。）に登載するものとする。

4 検定責任者は、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

5 合格者台帳は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により調製することができる。

6 前3項の規定は、上級の能力検定合格者が決定された場合について準用する。この場合において、「本部長」とあるのは「総括検定責任者を經由して本部長」と読み替えるものとする。

(特例)

第12条 本部長は、初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能（初級の能力検

定については知識に限る。)を有すると認める者については、能力検定を行わずに、当該級位の能力検定に合格したものとするができる。この場合において、検定責任者は、当該合格者を合格者台帳に登載するとともに、当該合格者について、所属長に通知するものとする。

(継続的な教養の実施)

第13条 検定責任者及び検定副責任者は、合格者の知識及び技能の継続的な維持向上を図るため、必要な教養を実施するものとする。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年10月26日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日本部訓令第5号)

この訓令は、平成24年3月26日から施行する。

附 則 (平成24年11月5日本部訓令第17号)

この訓令は、平成24年11月5日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日本部訓令第5号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月22日本部訓令第20号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の奈良県警察サイバー犯罪捜査検定規程の規定による初級サイバー犯罪捜査検定又は中級サイバー犯罪捜査検定に合格している者は、それぞれこの訓令による改正後の奈良県警察サイバー犯罪等対処能力検定規程の規定による初級のサイバー犯罪等対処能力検定又は中級のサイバー犯罪等対処能力検定に合格した者とみなす。

附 則 (令和2年3月10日本部訓令第4号) 抄

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月23日本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

(別表及び別記様式省略)